

建設工事において、同種工事の実績を入札参加要件としている工事のうち一定規模未満の工事の要件緩和について

1 目的

一定規模未満の専門性の高い工事において、入札参加要件としての同種工事の実績を緩和し、意欲ある中小企業の受注機会を確保する。

2 現状と課題

専門性の高い工事では、工事の適正な履行と品質を確保するため、同種工事の実績を入札参加要件としている。

このため、受注意欲はあるが実績のない中小企業は、入札に参加できない状況。

3 取組内容

一定規模未満の法面防災工事では、入札参加要件として同種工事の実績を求めない。（特殊工事を除く）

[現行]

同種工事実績を求める事例

- 橋梁新設・補修工事
- トンネル工事
- 特殊舗装工事
- 地すべり防止工事
- 砂防堰堤工事
- 法面防災工事
(吹付工、吹付砕工等)

[緩和対象]

工事区分 : とび・土工・コンクリート

予定価格 : 700 万円未満

技術者資格 : 1 級土木施工管理技士
又はそれと同等の資格者配置

同種工事の実績『不要』

4 実施時期

平成 29 年 4 月以降の公告案件に適用（該当工事 約 20 箇所）